

しょうきゃく し さん

令和7年度償却資産(固定資産税)

申告の手引き

この書類がお手元に届いた皆様へ

市税につきましては、平素よりご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
「償却資産の申告」について、次のとおりお知らせいたします。

「償却資産」とは？

会社・個人の方が事業用に使用されている土地・家屋以外の資産 ※1 (構築物、機械装置、器具備品等) です。償却資産は、固定資産税の課税対象 ※2 となります。

※1 減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入される資産。但し無形減価償却資産や自動車税課税客体等申告対象とならない資産もあります。

※2 評価額(課税標準額)の合計が150万円に満たない場合は課税されません。

償却資産を所有している場合は？

地方税法第383条で、個人・法人いずれも、毎年1月1日現在で所有する償却資産について、所在や種類、数量や取得価額などを、償却資産所在地の市町村長に申告しなければならないとされています。

★はじめてこの書類がお手元に届いた皆様へ

本市へ提出された法人異動届や各許可申請(営業許可等)を基に、1月1日現在で本市内に事業用資産(償却資産)を所有されている可能性のある皆様へ、お送りしております。

該当資産がなくても、同封の申告書をご提出ください。

★毎年この書類がお手元に届いている皆様へ

この手引きをご確認のうえ、本年度も期限内申告へのご協力をお願いいたします。

皆様へのお願い

この手引きをご参考(記載例等)のうえ、同封の申告書に、必要事項等をご記載後に下記の申告期限までに申告してください。(郵送・窓口持参・eLTAXのいずれも可)

なお、事業の廃業や解散、資産増減(異動)がない場合、該当資産がない場合でも、お手数ですが、その旨を「備考欄」にご記載のうえ、申告書をご提出ください。

申告期限 令和7年1月31日(金)

- 申告期限前後は、例年窓口が大変混雑いたしますのでお早目(1月中旬)にご提出ください。
- 郵送・eLTAXでの申告書のご提出をお勧めいたします。
- 申告書控の郵送希望 ⇒ 申告書の写しと返送先を明記した封筒(切手貼付)を同封ください。

1 償却資産について	1~4
2 申告について	5~6
3 償却資産の評価と課税について	6~9
4 実地調査ご協力をお願い	10
5 過年度への遡及等について	10

目次

6 国税との主な違い	10
7 申告書記載例	11~12
8 償却資産Q&A	13
9 主な償却資産の耐用年数	14
10 減価残存率表	15

1 償却資産について

(1) 償却資産の種類

種 類			主 な 具 体 例
1	構 築 物	構 築 物	貯水池、舗装路面、門、塀、フェンス、庭園その他緑化施設、鉄塔、広告塔、野立看板、街路灯、移動式組立ハウス、自転車置場 など ※3ページ 「(4)土地と償却資産の区分表」をご参照ください。
		建物附属設備	屋外給排水設備、屋外浄化槽、受変電設備、蓄電池設備、中央監視制御装置、業務用設備、屋外照明設備、簡易間仕切、内装、内部造作 など ※3～4ページ 「(5)家屋と償却資産の区分表」をご参照ください。
2	機 械 及 び 置		工作機械、搬送設備、製造機械設備、発電設備(ソーラーパネル等含みます)印刷機械、クリーニング設備、大型特殊自動車のうち自走式作業用機械※ など ※トラッククレーン、ロードローラー、ブルドーザー、ショベルローダー等
3	船 舶		ボート、漁船、遊覧船、客船、貨物船など
4	航 空 機		飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5	車 両 及 び 運 搬 具		貨車、客車、台車、大型特殊自動車(自動車登録番号の分類番号が「0、00から09及び000から099」、「9、90から99及び900から999」の車両)など ※自動車税、軽自動車税の対象となる車両は償却資産の対象となりません。
6	工 具、器 具 及 び 備 品		パソコン、コピー機、音響機器、冷暖房用機器、通信用機器、自動販売機、測定・検査工具、取付工具、金型、木型、ドリル、カッター、ネオンサイン、看板、金庫、事務机、いす、キャビネット、応接セット、陳列棚、カーテンなど

(2) 業種別の償却資産の具体例（主なもの）

業 種	主 な 具 体 例
小 売 業	ショーウィンドウ、陳列ケース、冷蔵庫、レジスター、冷暖房機 など
飲 食 店 業	カウンター、厨房用具、冷蔵冷凍庫、室内装飾品、放送設備 など
理 美 容 業	洗面設備、理美容椅子、消毒殺菌器、応接セット など
製 造 業	受変電設備、蓄電設備、発電設備(ソーラーパネル含)各種製造用機械設備 など
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、大型フォークリフト、発電機、砕石機 など
農 業	ビニールハウス、農用井戸、用水路、冷蔵庫、パソコン、物置(基礎が無いもの)など
開 業 医	レントゲン機器、調剤機器、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ
不動産貸付業	舗装、門・塀・緑化施設などの外構工事、中央監視制御装置 など
娯 楽 業	パチンコ機、ゲーム機、両替機、ボウリング場用設備、ゴルフ練習場設備など
保 育 所	遊具、マット、厨房用具、楽器、本棚 など *認可保育所用資産は非課税対象となります。(7ページ参照)

(3) 対象資産

○ 申告の対象となる資産(申告が必要です)	
○	稼動を休止しているが、事業の用に供することができる状態にある 遊休資産
○	すでに完成しているが、まだ稼動していない状態にある 未稼動資産
○	耐用年数を経過しても、引き続き使用している資産
○	帳簿に記載されていない、 簿外資産
○	建設仮勘定 で経理されているが、 すでに事業の用に供することができる部分
○	所有権留保付売買資産 で、販売代金が完済されていないものであっても、 買主がすでに事業の用に供している資産
○	自動車税の課税客体とならない、 大型特殊自動車
○	償却資産の価格増加のため追加的に支出される 改良費 (本体部とは別に申告)
○	福利厚生 の用に供するもの
○	使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても 個別に減価償却 しているもの(※1)
○	中小企業者等の方が、取得価額30万円未満の資産で、税務会計上 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却 した資産(※2)

× 申告の対象とならない資産(申告は不要です)	
×	漁業権、特許権、営業権、ソフトウェアなどの 無形減価償却資産
×	自動車税、軽自動車税 の課税客体となる資産
×	商品、貯蔵品などの 棚卸資産
×	開業費などの 繰延資産
×	耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満で 一時に損金に算入する資産 (※3)
×	取得価額が20万円未満で事業年度ごとに 一括して3年間で償却を行う資産 (※4)
×	牛、馬、果樹その他の生物 (観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物を除く)

(※1)～(※4)：少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、固定資産税(償却資産)の申告対象から除かれる、いわゆる「少額資産」とは、取得価額10万円未満の資産のうち、一時に損金算入したもの、取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したものをいいます。

このため、租税特別措置法の規定により中小企業特例を適用して損金算入した資産については償却資産の申告の対象となります。

償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
(※1) 個別減価償却	○申告必要	○申告必要	○申告必要	○申告必要
(※2) 中小企業特例	○申告必要	○申告必要	○申告必要	
(※3) 一時損金算入	×申告不要			
(※4) 3年一括償却	×申告不要	×申告不要		

(4) 土地と償却資産の区分表

土木工事の種類	設備の内容	土地	償却
外 構	岸壁、橋、さん橋、ドック、軌道(レール、枕木、砂利を含む)、貯水池、坑道、舗装道路、舗装路面(工場の構内、作業広場、駐車場、飛行場の滑走路、誘導路等の舗装部分)、砂利道(路面)、庭園、緑化施設、人工芝、門、塀等		○
土 工	地盛、埋立て、地ならし、切土、造成、改良等で土地の取得価額に含まれる資産	○	

(5) 家屋と償却資産の区分表

設備種類	設備分類	設 備 内 容	家屋と設備の所有関係			
			自己所有		借 家	
			家屋	償却	家屋	償却
建築工事	内 装・造 作	○床 ○壁 ○天井仕上 ○店舗造作工事一式	○			○
電気設備	受 変 電 設 備	○設備一式		○		○
	予 備 電 源 設 備	○蓄電池設備 ○自家発電設備(配線、配管含)		○		○
	電力引込設備	○引込開閉器盤及び屋外の配線		○		○
	中央監視設備	○設備一式(配線、配管を含む)		○		○
	動力配線設備	○特定の生産又は業務用設備		○		○
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	○屋外設備一式		○		○
		○屋内設備一式	○			○
	L A N 設 備	○設備一式		○		○
	電 話 設 備	○電話機 ○交換機		○		○
		○配管 ○配線 ○端子盤	○			○
	放 送 設 備	○マイク、スピーカー、アンプ等の機器		○		○
		○配管 ○配線	○			○
	電気時計設備	○親時計 ○子時計 ○器具類 ○端子盤		○		○
		○配管 ○配線	○			○
	監視カメラ (I T V) 設 備	○モニター、カメラ、録画装置等の機器		○		○
		○配管 ○配線	○			○
	インターホン設備	○集合玄関機(H26.1.1以前のもの)		○		○
		○集合玄関機(H26.1.2以降のもの)	○			○
		○ドアホン ○配管 ○配線				
	盗難非常通報装置	○通報装置 ○配線 ○配管	○			○
	避 雷 設 備	○設備一式	○			○
	火災報知設備	○設備一式	○			○
	ナースコール設備	○設備一式	○			○

次葉に続く

設備種類	設備分類	設 備 内 容	家屋と設備の所有関係			
			自己所有		借 家	
			家屋	償却	家屋	償却
給 排 水 衛生設備	給 排 水 設 備	○屋外設備 ○引込工事 ○特定の生産又は業務用設備		○		○
		○配管 ○高架水槽 ○受水槽 ○ポンプ等	○			○
	給 湯 設 備	○局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		○		○
		○局所式給湯設備(ユニットバス用・床暖房用等) ○中央式給湯設備	○			○
	衛 生 設 備	○設備一式(洗面器、大小便器等)	○			○
	ガ ス 設 備	○屋外設備 ○引込工事 ○特定の生産又は業務用設備		○		○
		○屋内の配管等	○			○
	消 火 設 備	○消火器 ○避難器具 ○ホース・ノズル ○ガスボンベ等		○		○
		○消火栓設備 ○スプリンクラー設備等	○			○
空調設備	空 調 設 備	○ルームエアコン(壁掛型) ○特定の生産又は業務用設備		○		○
		○上記以外の設備	○			○
	換 気 設 備	○特定の生産又は業務用設備		○		○
		○上記以外の設備	○			○
その他の 設 備 等	運 搬 設 備	○工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		○		○
		○エレベーター ○エスカレーター ○小荷物専用昇降機(ダムウェーター)等	○			○
	厨 房 設 備	○顧客の求めに応じるサービス設備 (飲食店、ホテル、百貨店等)、寮、病院、 社員食堂等の厨房設備		○		○
		○上記以外の設備	○			○
	そ の 他 設 備	○冷凍、冷蔵倉庫における冷却装置 ○ろ過装置 ○POSシステム ○広告塔 ○ネオンサイン ○文字看板 ○袖看板 ○簡易間仕切(衝立) ○機械式駐車場設備(ターンテーブル含) ○駐輪設備 ○ごみ処理設備 ○メールボックス ○カーテン ○ブラインド ○ウッドデッキ等		○		○

2 申告について

※正当な理由なく申告をしなかった場合、虚偽の申告をした場合

⇒地方税法・市税条例による罰則規定の適用のほか延滞金を課されることがあります。

申告が必要な方

令和7年1月1日現在で

- ・郡山市内に事業の用に供する償却資産を所有している方
- ・償却資産をほかの事業者にも事業用として貸し付けている方

申告方法

① 申告書を記入する

- 申告する全ての方が必要です。
- 11、12 ページの記載例を参考に記入してください。
- 申告書・明細書の控が必要な場合は、コピーを一部ご用意ください。

② 各種明細書を記入する

- 申告方法や資産状況により記入する明細書が違います。
- 下表を参考に、必要な明細書に記入してください。

申告の区分		種類別明細書		償却資産 種類別明細書 (提出用)
		増加資産 全資産用	減少資産用	
(記載例)		12 ページ	12 ページ	11 ページ
初めて申告する(資産あり)		○(全資産)	—	—
申告する資産がない ※1		—	—	—
前年までに申告した資産がある	資産の増減がない ※2	—	—	○
	廃業や解散をした ※2	—	○	○
	増加資産がある ※3	○(増加資産)	—	○
	減少資産がある ※3	—	○	○
	前年までに申告した資産に訂正がある ※3	—	—	○

※1 申告書の備考欄にその旨をご記載ください。

申告すべき資産が無い場合に限り、電話での報告も受け付けております。

※2 申告書の備考欄にその旨をご記載ください。

※3 該当する明細書にご記入ください。

③ 提出する

- 申告期限：令和7年1月31日(金)までに下記①～③により提出してください。
- 「償却資産種類別明細書」が同封されている場合は、訂正がなくても「提出用」を申告書と一緒に提出してください。
- ① 郵送での提出の場合：
 - 送付先 ⇒ 〒963-8601 郡山市税務部資産税課 償却資産係
 - ・申告書控の返送を希望される場合
 - ⇒返送先を明記し切手を貼付した封筒を同封してください。
 - ・申告期限前後は大変混みあうため、返送まで2週間程度要する場合があります。
- ② 資産税課窓口での提出の場合
 - ・受付時間：午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)
- ③ 電子申告(eLTAX)での提出の場合 ⇒ 次頁
 - ※ **電子申告について**を参照ください。

※ 電子申告について

- 郡山市では電子申告(eLTAX)による申告を受け付けております。
- 令和2年度の償却資産申告から前年度電子申告者(電算申告を除く)への「プレ申告データ」の送信を実施しております。

詳しい内容や手続き、操作方法等については、eLTAXホームページ等でご確認ください。 ⇒ **地方税共同機構**

- ・ ホームページ : <https://www.eltax.lta.go.jp/>
- ・ 電子メール : ホームページの『お問い合わせフォーム』から入力
- ・ 電話 : 0570-081459 (全国一律市内通話料金)
※上記の電話番号でつながらない場合 : 03-5521-0019 (通常電話料金)
- ・ 受付時間 : 9時~17時 (土・日、祝日、年末年始を除く)

3 償却資産の評価と課税について

(1) 課税標準等

償却資産の価格は、固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として取得後の経過年数に応じた価値の減少(減価)を考慮して毎年評価します。※

※ 資産毎の1月1日現在の評価額を定率法により算出し、課税標準の特例の適用を受ける資産の場合には該当する特例率を評価額に適用した額、特に特例を受けない資産の場合には評価額がそのまま課税標準額となります。

評価額の算出

評価額は資産取得月にかかわらず初年度は半年分の減価償却を行います。

評 価 額	
前年中取得資産	取得価額 × (1-r / 2) = 取得価額 × ㉠
前年前取得資産	前年度評価額 × (1-r) = 前年度評価額 × ㉡

※ r : 耐用年数に応ずる定率法による減価率

※ ㉠は、15 ページ減価残存率表の㉠欄 ※ ㉡は、15 ページ減価残存率表の㉡欄

- 上により求めた額が取得価額の5%よりも小さい場合、その資産が事業の用に供されている限り、取得価額の5%の額を評価額とします。
- 評価計算はシステムで行うため、申告の際に算出する必要はありません。

(2) 評価額の算出例

≪ 例 ≫ パソコン : 令和6年9月取得、取得価額「30万円」、耐用年数「4年」、減価残存率(15ページ)を基に算出の場合

評 価 額	
令和7年度	300,000 円 × 0.781 = 234,300 円
令和8年度	234,300 円 × 0.562 = 131,676 円
令和11年度	41,588 円 × 0.562 = 23,372 円
令和12年度	23,372 円 × 0.562 = 13,135 円 < 15,000 円 *評価額が取得価額の5% (300,000 円 × 0.05 = 15,000 円) より小さくなりますので、以降 15,000 円と評価されます。

(3) **税額の算出方法** 次により税額を算出します。(※算出税 100 円未満切捨)

課税標準額	×	税率(100分の1.4)	=	税額
-------	---	--------------	---	----

(4) **免税点** 課税標準額の合計が150万円に満たない場合は課税されません。

(5) **納期** 固定資産税の納期は、5・7・9・12月の年4回です。

(6) **非課税資産(※所有資産をご確認ください)**

国や地方自治体へ公用又は公共のため無料で貸し付けている資産や認可保育所用資産、包括的支援事業用資産など、地方税法第348条各項に定めのある資産は非課税になります。該当資産を所有されている方は、非課税内容に係る資料添付のうえ「固定資産税非課税適用申告書」を、必ず提出してください。※

※申告がない場合、非課税資産の把握及び非課税適用が困難となります。

(7) **減免(郡山市税条例第60条) ※該当する場合は必ずご確認ください。**

無償で公益のために直接専用する資産や災害により著しく損傷した資産は、所有者からの申請があった場合に限り、固定資産税の全部又は一部が免除されます。該当資産を所有されている方は、納期限前7日までに減免内容に係る資料を添付して減免申請書を提出してください。

(8) **課税標準の特例**

地方税法第349条の3、第349条の3の4、同法附則第15条、第56条に規定する資産は、課税標準の特例が適用されます。

主な課税標準特例の種類は次のとおりです。

地方税法 (条)	項	号	対象資産	特例率
第349条の3	2		ガス事業用資産	1/3 又は 2/3
附則第15条	2	5	公共の危害防止施設等 下水道除害施設	4/5
	25	※	再生可能エネルギー発電設備	※
附則第56条	12		東日本大震災に係る代替償却資産	1/2
	15		原子力災害に係る居住困難区域内又は警戒区域内にあった償却資産の代替償却資産	1/2

※ 上記掲載特例は一部です。

※ 取得時期により特例率や適用期限が変わる場合があるため詳細については資産税課へお問い合わせください。

① 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置

ア 特例措置の対象となる資産

※ 中小事業者等が郡山市から認定を受けた先端設備等導入計画に記載のある令和7年3月31日までに新規取得した設備

種 類	最低価額（1台1基又は一の取得価額）
機械装置	160 万円以上
測定工具及び検査工具	30 万円以上
器具備品	30 万円以上
建物附属設備（償却資産のみ）	60 万円以上

イ 適用期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日

ウ 特例軽減率

対 象	特例軽減率	適用期間
先端設備導入計画に基づき導入した設備	2分の1	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分
従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した先端設備導入計画に基づき導入した設備	3分の2	令和6年3月末まで取得の場合、新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分
		令和7年3月末まで取得の場合、新たに固定資産税が課されることとなった年度から4年度分

エ 追加提出書類

- (ア) 先端設備導入計画の申請書及び当該計画の認定書(写)
- (イ) 認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書(写)
- (ウ) 【リース会社申請の場合】リース契約書(写)及び公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計画書(写)
- (エ) 【3分の2特例を受ける場合】 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面(写)

② 令和元年東日本台風及び令和3年・令和4年福島県沖地震の被害に係る代替償却資産に対する課税標準額の特例

ア 特例対象者

上記災害で滅失・損壊した償却資産の所有者で代替償却資産を取得した方

イ 特例措置の対象となる資産

- (ア) 上記災害で滅失又は損壊した償却資産（以下「被災償却資産」という。）の代わりとして取得した資産
- (イ) 上記災害で被災償却資産を復旧又は補強等を行った場合の改良費（資本的支出）に該当するもの

ウ 取得の制限

- (ア) 令和元年東日本台風：R1.10.12～R6.3.31までに取得されたもの
- (イ) 令和3年福島県沖地震：R3. 2.13～R8.3.31までに取得されたもの
- (ウ) 令和4年福島県沖地震：R4. 3.16～R9.3.31までに取得されたもの

エ 特例率

取得翌年度から4年度分の課税標準額を2分の1に軽減します。
※地方税法の他の条項により課税標準の特例措置が適用される場合は重ねて適用

オ 提出書類（様式等）

市ウェブサイトから様式をダウンロード若しくは資産税課償却資産係
(TEL：024-924-2091)へのご連絡※により様式をご入手ください。
※資産税課で内容をご説明の上、必要な様式をお送りします。

(9) 課税免除

① 福島県特定事業活動に係る固定資産税課税免除（主に県内の農林水産業、観光業等が対象）

ア 課税免除の概要

福島復興再生特別措置法に規定する特定事業活動を実施する、福島県から指定を受けた個人事業者・法人がその計画に基づき新增設した施設・設備等につき、新たに課税される年度から5年度分の固定資産税が免除されます。

イ 課税免除の対象となる施設・設備等

福島県から認定を受けた法人等が、実施計画に基づき、令和8年3月31日までに新設・増設した施設・設備等が課税免除の対象です。
新古品、中古品、移設及び修繕（資本的支出）は課税免除の対象外です。

ウ 申請書類

課税免除を新規で受ける場合は「福島県特定事業活動に係る固定資産税課税免除申請書」と必要な資料（詳細は市ウェブサイト参照のほか資産税課へお問合わせください。）を添付し提出してください。

※「[ふくしま復興情報ポータルサイト](#)」参照

※詳しくはこちら→



(参考)

郡山市復興産業集積区域における固定資産税課税免除 ※

※課税免除のための指定は令和3年3月31日に終了しました。

○対象：本市の認定を受けた法人等が、実施計画に基づき令和3年3月31日までに新設・増設した施設・設備等

※新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により令和3年4月1日以前に対象資産の取得をしたにもかかわらず、対象事業の用に供することができなかった場合でも、令和6年3月31日までに対象事業の用に供したときは、従前どおり特例措置が適用できます。

(詳細は資産税課償却資産係にお問い合わせください。)

4 実地調査ご協力をお願い

申告内容に係る参考資料を求める場合や、地方税法第408条に定める償却資産の状況等の実地調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

また、資産申告漏れ等が判明した場合、修正申告をお願いすることがあります。

5 過年度への遡及等について

調査に伴う申告内容修正や申告もれ等による賦課決定は、地方税法第17条の5第5項の規定により、**最大5年を限度として、当該年度のほか資産を取得された翌年度まで遡及**することとなります。

また**過年度分が追加課税となった場合**、通常納期ではなく**納期が1回**となりますのでご注意ください。

6 国税との主な違い

項 目	地方税（固定資産税）	国税（所得税・法人税）
償 却 計 算 の 基 準 日	賦課期日（1月1日）	事業年度の決算日
減 価 償 却 の 方 法	一般資産は定率法	建物以外の一般資産は定率法と定額法の選択制度
前 年 中 新 規 取 得 資 産	半年償却（1/2）	月割償却
圧 縮 記 帳 の 制 度	認められません（注）	認められます
特 別 償 却 ・ 割 増 償 却	認められません	認められます
増 加 償 却	認められます （税務署への届出書の写しを添付）	認められます
評 価 額 の 最 低 限 度	取得価額の5%	備忘価額1円
改 良 費 の 評 価 方 法	区分して評価	合算して評価
少 額 の 減 価 償 却 資 産 （使用可能期間が1年未満又は取得価額10万円未満の資産）	一時の損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外	一時の損金算入が可能又は必要な経費に算入可能
一 括 償 却 資 産 （取得価額20万円未満の減価償却資産）	3年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外	3年間で損金又は必要な経費に算入可能
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例（租税特別措置法）	課税対象になります	取得価額に相当する金額を損金又は必要な経費に算入可能

●平成19年度税制改正により、法人所得課税における減価償却制度の見直しが行われ、残存価額の廃止、250%定率法の導入、償却可能限度額の撤廃がなされましたが、**固定資産税の償却資産については、資産課税としての性格を踏まえ、従来の評価方法が維持されています**のでご注意ください。

【注】 圧縮記帳の制度は認められていません。

国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮をしたものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

（例）取得価額 300 万円（補助金 200 万円、自己負担額 100 万円）の場合

	補助金 200 万円	} → 固定資産税における取得価額 (300 万円)
国税における取得価額 ←	自己負担額 100 万円	

7 申告書記載例

償却資産申告書(償却資産課税台帳)記載例

住所、氏名、ふりがな、電話番号を正確に記載してください。
 なお、法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記載してください。
 印字している内容に変更がある場合は、抹消線を引いて余白に訂正内容を朱書きしてください。

マイナンバーを記入してください。

それぞれ該当する方を○で囲んでください。

市内事業所の所在地を記載してください。

「有」の方はその資産の貸主の名称・電話番号等を記載してください。

備考欄には、以下を記載してください。
 ・閉鎖、廃業した場合の内容や年月日
 ・住所や氏名、名称等に異動があった場合の内容や年月日
 ・特例対象資産がある場合は、該当条項等
 ・添付書類がある場合は、その名称
 ・その他申告に必要な事項や参考となる事項

償却資産種類別明細書記載例

令和 7 年度 償却資産種類別明細書(提出用)

1 頁

所有者名		明細書の控えが必要な場合は、あらかじめ明細書のコピーを一部ご用意ください。		所有者コード							
株式会社〇〇〇〇郡山				9242091							
連番	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額 (円)	耐用年数	減価残存率	令和 7 年度		課税標準の特例
				年号	年月				評価額 (円)	課税標準額 (円)	
1	0000000000 0001820367 0000000000	カ'イコウコウジ' (キンゾ' クセイフエン ス)	1	平成 22	1	800,000 185,344.6	10	0.794	42,670	42,670	
2	0001820368	フエンスコウジ' (モクセイ)	1	平成 22	1	189,000 110,424.96	10	0.794	9,450	9,450	
小計			2			989,000 110,424.96			52,120	52,120	
累計			2			989,000 110,424.96			52,120	52,120	

資産の種類
 1: 構築物 2: 機械及び装置 3: 船舶
 4: 航空機 5: 車両及び運搬機
 6: 工具、器具及び備品

訂正のない場合でも、この明細書の(提出用)は申告書に添付して提出してください。

この明細書は、前年までに申告のあった資産のリストです。

・訂正する場合は、抹消線を引き訂正内容を朱書き記入してください。
 ・金額を訂正した場合は、償却資産申告書の「前年までに取得したもの(イ)」も訂正してください。
 ・平成20年度の税制改正により耐用年数を訂正する場合は、必ず訂正事由に「省令改正による」と記載してください。

種類別明細書(増加資産・全資産用)記載例

令和 7 年度

種類別明細書（増加資産・全資産用）

所 有 者 名
株式会社〇〇〇〇郡山

枚のうち
枚 目

所有者コード				種類別明細書（増加資産・全資産用）										所 有 者 名				枚のうち	
09242091														株式会社〇〇〇〇郡山				枚目	
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月		(イ) 取 得 価 額 十 萬 百 万 千 円	(ロ) 耐 用 年 数	(ハ) 減 価 残 存 率	価 値 十 萬 百 万 千 円	課税標準の特例 率 コード	課税標準額 十 萬 百 万 千 円	増加 事 由	摘要					
					年 号	年 月													
01	1		金属製看板	1	R	6 Y	2 000 000	20	0.				①-2						
02	2		コンクリート投入機	1	R	6 I	2 620 520	6	0.				②-2						
03	6		冷蔵庫	2	H	24 J	800 000	6	0.				③-4						
04	6		トランシット	3	H	29 I Z	1 500 000	5	0.				④-中寄漏れ						
05									0.				⑤-2						
15									0.				⑥-2						
16									0.				⑦-2						
									0.				⑧-2						
									0.				⑨-2						
									0.				⑩-2						
									0.				⑪-2						
									0.				⑫-2						
									0.				⑬-2						
									0.				⑭-2						
									0.				⑮-2						
									0.				⑯-2						
									0.				⑰-2						
									0.				⑱-2						
									0.				⑲-2						
									0.				⑳-2						
									0.				\textcircled{20}-2						
									0.				㉑-2						
									0.				㉒-2						
									0.				㉓-2						
									0.				㉔-2						
									0.				㉕-2						
									0.				㉖-2						
									0.				㉗-2						
									0.				㉘-2						
									0.				㉙-2						
									0.				㉚-2						
									0.				㉛-2						
									0.				㉜-2						
									0.				㉝-2						
									0.				㉞-2						
									0.				㉟-2						
									0.				㊱-2						
									0.				㊲-2						
									0.				㊳-2						
									0.				㊴-2						
									0.				㊵-2						
									0.				㊶-2						
									0.				㊷-2						
									0.				㊸-2						
									0.				㊹-2						
									0.				㊺-2						
									0.				㊻-2						
									0.				㊼-2						
									0.				㊽-2						
									0.				㊾-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.				㊿-2						
									0.		</								

◆資産の種類
以下の区分の番号
を記載してください。

1. 構築物
2. 機械及び装置
3. 船舶
4. 航空機
5. 車両及び運搬具
6. 工具、器具及び
備品

◆資産の名称
長いものは省略していただ
いてかまいま
せん。

◆取得価額
資産を取得するために要した金額（引取運賃、手数料等も含む）を記載してください。

◆耐用年数
減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる耐用年数を記載してください。

◆特例
課税標準の特例を受ける資産がある場合は、特例率を記載し、摘要欄に該当条項を記載してください。

◆**増加事由**
該当する増加の事由の番号を○で囲んでください。

1. 新品取得
2. 中古品取得
3. 移動による受け入れ
4. その他

なお、「4. その他」の場合は、摘要欄に具体的な事由を記載してください。

種類別明細書(減少資産用)記載例

令和 7 年度

種類別明細書 (減少資産用)

所 有 者 名
株式会社〇〇〇〇郡山

枚のうち
枚 目

09.24.209.1					株式会社〇〇〇〇郡山					1枚目				
行 番 号	資産 の 種 類	抹消コード	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月			取 得 価 額	耐用 年数	申告 年数	減少の事由及び区分			摘 要
					年 号	年	月				1売却 3移動	2減失 4その他	1全部 2一部	
01	2	01234501	パワーショベルHV-564	1	H	18	6	2,000,000			1・②・3・4	1・②	3台のうち1台減少	
02	2	01234502	水中ポンプ	1	H	20	1	158,000			①・2・3・4	①・2	△△㈱へ売却	
03	6	01234508	応接セット(中古)	1	H	20	4	235,000			1・2・③・4	①・2	市外(東京都)へ移転	
04	6	01234509	パッケージエアコン	1	H	24	8	520,000			1・②・3・4	①・2	故障のため除却	
05											1・2・3・4	1・2		
06											1・2・3・4	1・2		
16											1・2・3・4	1・2		
17											1・2・3・4	1・2		
18											1・2・3・4	1・2		
				小 計	4				2,913,000	▲減少の理由及び区分				

◆抹消コード
該当する資産について、「償却
資産所有者別明細書」の左部
資産番号を転記してください。

◆減少の理由及び区分
減少した理由とのその区分について、
該当する番号を○で囲んでください。

◆摘要
減少した理由、一部減少の場合は減少した数(割合)、売却先や移動先等を記載してください。

減少資産とは、売却や廃棄などによってその形状がなくなったものをいいます。簿外に振り替えられた資産であっても、現に事業の用に供している場合は減少資産とはなりませんのでご注意ください。

8 償却資産Q&A

【家庭用にも使用する資産について】

Q1: 自宅の屋根の上に太陽光パネルを設置、発電した電力は家庭で使用し、余剰電力を売電しています。太陽光パネルについて、申告の必要はありますか？

A1: 余剰売電は事業をしているとみなします。家庭用・事業用の割合に関わらず、太陽光パネルの取得価格の全額を償却資産として申告する必要があります。

【消費税の取扱について】

Q2: 「取得価額」とは、「消費税を含めた価額」ですか？

A2: 法人税や所得税申告で「税込み経理」の場合は、消費税を含めてください。
「税抜き経理」の場合は、含めないでください。

【償却済の資産について】

Q3: 従来から申告していた、償却資産の耐用年数が昨年で満了しました。
今年度は、申告の対象ではなくなりますか？

A3: 事業の用に供される状態であれば、耐用年数が経過しても申告対象となります。

【リース資産について】

Q4: リース資産は、申告の対象となりますか？

A4: リース資産は、リース会社が納税義務者として申告しますが、単なるリースではなく、賃貸借期間の終了後に、借主に譲渡されるなど「所有権留保付割賦販売」とみられるものは借主の方が申告することとなります。なお、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、当該リース資産の取得価額が20万円未満の資産は、償却資産の申告対象から除かれます。

【免税点未満となる場合の申告について】

Q5: 雑貨店を経営していますが、全償却資産の取得価額を合わせても、免税点である150万円を超えません。この場合、申告の必要はありますか？

A5: 免税点未満であっても、償却資産を所有している場合は申告が必要になります。

【小型特殊自動車について】

Q6: 小型フォークリフトを敷地内で使用予定ですが、償却資産の申告は必要ですか？

A6: 小型特殊自動車（最高速度15km/h以下、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.8m以下）の課税客体となる車両は、軽自動車税が課税されますので、償却資産として申告の必要はありません。なお、農耕トラクタ（最高速度35km/h未満、大きさ制限無し）などの小型特殊自動車（農耕作業用）も同様に軽自動車税が課税されますので、申告の必要はありません。

9 主な償却資産の耐用年数

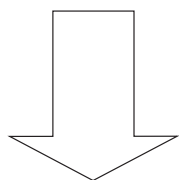
固定資産税における償却資産の評価に用いる耐用年数は耐用年数省令別表に掲げる「法定耐用年数」となります。主な償却資産の耐用年数は下表のとおりです。

種 類		主 な 償 却 資 産		耐用年数
1	構 築 物	野立看板、広告塔 (屋上施工を含む)	金属造	20
			その他	10
		門、塀	コンクリート造、ブロック造	15
			金属造	10
		舗装道路、舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、石敷	15
			アスファルト敷	10
		緑化施設	工場緑化施設	7
			その他の緑化施設及び庭園	20
		建物附属設備 ※手引き3・4頁 「家屋と設備の 所有関係」を ご確認ください	給排水設備、電気設備、衛生設備、ガス設備	15
			冷暖房設備※ ※借家借主が設置する設備	13
			冷凍機の出力が22キロワット以下 その他	15
			防犯警報装置	8
2	機械及び装置	総合工事業用設備		6
		食料品製造業用設備		10
		ガソリンスタンド設備		8
		太陽光発電設備		17
5	車両及び運搬具	大型フォークリフト		4
6	工 具 器 具 及 び 備 品	事務机・椅子、 キャビネット	主として金属製	15
			その他	8
		応接セット	接客業用（飲食店、旅館等）	5
			その他	8
		テレビ、ビデオ、ステレオ、カラオケ		5
		エアコン		6
		冷蔵庫		6
		食事厨房用品	陶磁器、ガラス製	2
			その他	5
		事務機器	複写機、レジスター、ファクシミリ	5
			パソコン	4
		看板、広告器具	置看板、ネオンサイン	3
			主として金属製	10
			その他	5
		金庫	手さげ金庫	5
			その他	20
		理美容機器		5
		自動販売機		5

10 減価残存率表

耐用 年数	減 価 残 存 率		耐用 年数	減 価 残 存 率		耐用 年数	減 価 残 存 率	
	前年中 ④ 取得のもの	前年前 ⑤ 取得のもの		前年中 ④ 取得のもの	前年前 ⑤ 取得のもの		前年中 ④ 取得のもの	前年前 ⑤ 取得のもの
—			21	0.948	0.896	41	0.972	0.945
2	0.658	0.316	22	0.950	0.901	42	0.973	0.947
3	0.732	0.464	23	0.952	0.905	43	0.974	0.948
4	0.781	0.562	24	0.954	0.908	44	0.974	0.949
5	0.815	0.631	25	0.956	0.912	45	0.975	0.950
6	0.840	0.681	26	0.957	0.915	46	0.975	0.951
7	0.860	0.720	27	0.959	0.918	47	0.976	0.952
8	0.875	0.750	28	0.960	0.921	48	0.976	0.953
9	0.887	0.774	29	0.962	0.924	49	0.977	0.954
10	0.897	0.794	30	0.963	0.926	50	0.977	0.955
11	0.905	0.811	31	0.964	0.928	51	0.978	0.956
12	0.912	0.825	32	0.965	0.931	52	0.978	0.957
13	0.919	0.838	33	0.966	0.933	53	0.978	0.957
14	0.924	0.848	34	0.967	0.934	54	0.979	0.958
15	0.929	0.858	35	0.968	0.936	55	0.979	0.959
16	0.933	0.866	36	0.969	0.938	56	0.980	0.960
17	0.936	0.873	37	0.970	0.940	57	0.980	0.960
18	0.940	0.880	38	0.970	0.941	58	0.980	0.961
19	0.943	0.886	39	0.971	0.943	59	0.981	0.962
20	0.945	0.891	40	0.972	0.944	60	0.981	0.962

★下のラベルを切り取って、申告書送付の際、封筒に貼り付けて、ご利用ください。



申告書の提出・お問合せ

郡山市税務部資産税課償却資産係

〒963-8601

福島県郡山市朝日一丁目23-7 西庁舎2階

TEL : 024-924-2091

FAX : 024-935-5320

E-mail : shisanzei@city.koriyama.lg.jp

〒963-8601

郡山市朝日一丁目23-7

郡山市役所 資産税課 償却資産係 行

(償却資産申告書在中)

※提出前に次の確認をお願いします。

- ☐ 申告書に連絡先の記入はされていますか？
- ☐ 増加資産において、資産の種類・耐用年数が記入されていますか？
- ☐ 増加事由欄（1～4）に○を付けていますか？